



中村会計だより秋号

インボイス直前チェック



(1) 適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

得意先が免税事業者・簡易課税事業者・一般消費者の場合は、インボイスの保存を必要としないため、登録しなくても支障はないと考えます。

登録済 登録申請中 登録しない

(2) 登録を受けた場合の売手としての事前準備

どの書類を適格請求書として交付するか決定しましたか？

1つの書類で記載事項を満たす必要はありません。

納品書、請求書、領収書、電子データ、手書きでの交付が可能です。

適格請求書に新たな記載が必要になることが準備できていますか？

登録番号（[T]+13桁の数字） 適用税率 税率ごとに区分した消費税額等

消費税額等に1円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールは決めましたか？

切上げ 切捨て 四捨五入

売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払いを受けている場合、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。その際は、売上先の

登録番号（[T]+13桁の数字）、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記入が必要になります。

(3) 登録を受けた場合の買手としての事前準備

簡易課税制度を適用するか確認しましょう

簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要

仕入れ・経費について適格請求書発行事業者か確認済ですか？

帳簿のみの保存で仕入れ税額控除の適用が受けられる場合を確認済ですか？

3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 ※入場券や手回り品料金は×です。

自動販売機及び自動サービス機からの商品購入 ※コインパーキングは×です。

従業員などに支給する通常必要と認められる出張旅費等（通勤手当含みます）

(4) 少額な返還インボイスの交付義務

（対象者）すべての事業者（期限）恒久的な措置。

1万円未満（税込）に返品・値引き・割戻については、返還インボイスが免除されます。

売手が負担する振込手数料は、少額な返還インボイスに該当します。

(5) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

（対象者）①基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者 または

②特定期間の課税売上高が5千万円以下の事業者

※特定期間：法人は前事業年度の開始の日以後6月の期間

個人事業者は前年1～6月までの期間

（適用対象期間）R5.10.1～R11.9.30の課税仕入れ

※課税期間単位ではありません。

1万円未満（税込）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能となりました。

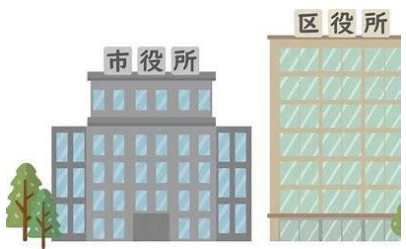
1万円未満（税込）の判断は、1回の取引の合計額で判断します。

(6) □座振替の家賃等のインボイス対応は済ですか？

- 一定期間の家賃について、まとめてインボイスを発行する
- 登録番号、適用税率、消費税額等の記載事項を不動産賃貸借契約書に記載する
(借主が契約書等とともに通帳等の記録を保存することでも保存要件を満たします)
- 登録番号など契約書に不足している記載事項を借主に通知する

(7) F Xシリーズの入力の準備

- 取引先の登録番号の登録は進んでいますか？
- 新しい課税区分を確認済ですか？
 - 「52」免税事業者等からの課税仕入れ(課税売上に対するもの)
 - 「62」免税事業者等からの課税仕入れ(非課税売上に対するもの)
 - 「72」免税事業者等からの課税仕入れ(売上共通)
- 上記(4)の少額返還インボイスの課税区分を確認済ですか？
 - 「11」支払手数料、雑費、売上値引 / 売掛金、売上



浜松市の区割りが変わります

令和6年1月1日 現在の7区から3区に変更になります。(下図参照)

①区割りの概要

施行日(新しい区になる日): 令和6(2024)年1月1日

区名	区域	人口	面積	有権者数
てんりゅうく 天竜区	天竜区(区域の変更なし)	27,450人	944km ²	24,427人
はまなく 浜名区	北区(三方原地区以外)・浜北区	158,088人	346km ²	129,055人
ちゅうおうく 中央区	中・東・西・南・北区(三方原地区)	614,579人	268km ²	500,195人

三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

【出典】 人口：浜松市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)
面積：令和元年版浜松市統計書「土地・気象 町別面積、人口」
有権者数：令和3年3月定時登録名簿登録者数

②区割りの再編成の目的

人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるため。

③再編成後の組織・サービス提供

法律で設置が義務付けられている区役所の数を削減し、行政センターで区役所と同等のサービスを提供。市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みの構築。再編成前と同様のサービスの提供をする。